

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付の支給をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社にアルバイトとして雇用され、翌○日、Cにおいて、コンサート会場の設営作業に従事していた。
- 2 請求人は、上下2段となっているステージの下段で作業中に、上段のステージから落下してきた床板（畳1畳分くらい）が左足に当たり負傷した。請求人は、同日、Dクリニックに受診し、「左下腿打撲擦過創、左腓骨頭骨折の疑い、左腓腹筋拘縮」と診断され加療し、その後、複数の医療機関で「左腓腹筋拘縮、末梢性神経障害性疼痛」等（以下「原傷病」という。）により治療を継続した。
- 3 請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係る療養補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、請求人の原傷病は、平成○年○月○日には治癒（症状固定）しているとして、同年○月○日から治癒までの期間に係る分を除いて、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求をしたが、当審査会はこれを棄却している（平成26年労第200号）。

- 4 また、請求人は、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが棄却され、再審

査請求をしたが、当審査会はこれを棄却している（平成28年労第3号）。

- 5 今般、請求人は、E治療院に受診し、「左膝、下腿打撲傷、慢性疼痛」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で加療した。

本件は、請求人が本件傷病は原傷病の再発であるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 6 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発症した本件傷病が、原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）請求人は、本件傷病は原傷病の再発である旨主張しているので、以下検討する。

- （2）F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「最終診察日は平成○年○月○日。左膝から下腿の痛み。左をかばうために右下肢にも負担がかかっており右下肢痛あり。基本的に状態の変化は余りない。」旨述べていることから、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、原傷病が悪化したとは認められないものと判断する。

- （3）以上のとおり、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められないものである。

(4) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。